

## 第2章 道路網・交通体系

### 1. 道路網の形成の方針

都市づくりを推進するうえで、道路網を形成することは、単に自動車交通の利便性を増すだけに止まらず、緊急時の物資の輸送路として、災害時の延焼遮断帯として、火災時の消火活動の拠点としての防災性向上の役割を担っており、また、街の骨格を創り、生活基盤を形成する重要な役割を担っています。

平成27年3月に策定した都市づくりビジョンでは、区内の道路を担う役割に応じて主要道路網、地区道路網及び生活道路に3区分し、体系的な道路網の形成をめざしています。

#### (1) 主要道路網

都市の骨格を形成する道路網で、次の2種類の主要道路により構成する。

##### ①幹線道路

都市計画道路のうち、幹線の放射・環状道路と補助26号線とし、1~2kmの網間隔を形成する。

##### ②副都心アプローチ道路

放射・環状道路と池袋副都心とを結ぶ都市計画道路

#### (2) 地区道路網

主要道路で囲まれた区域内の交通を分担する道路網で、500mの網間隔とし、災害時の消火活動など地区の防災活動を支える次の2種類の道路で構成する。

##### ①補助幹線道路

区域内の交通を主要道路へ連絡する機能を持つ地区の幹線道路

##### ②地区道路

区域内の交通を主要道路網及び補助幹線道路に連絡する機能を持つ道路で、災害時に消防車が活動可能な幅員(概ね6.0m以上)の確保をする。

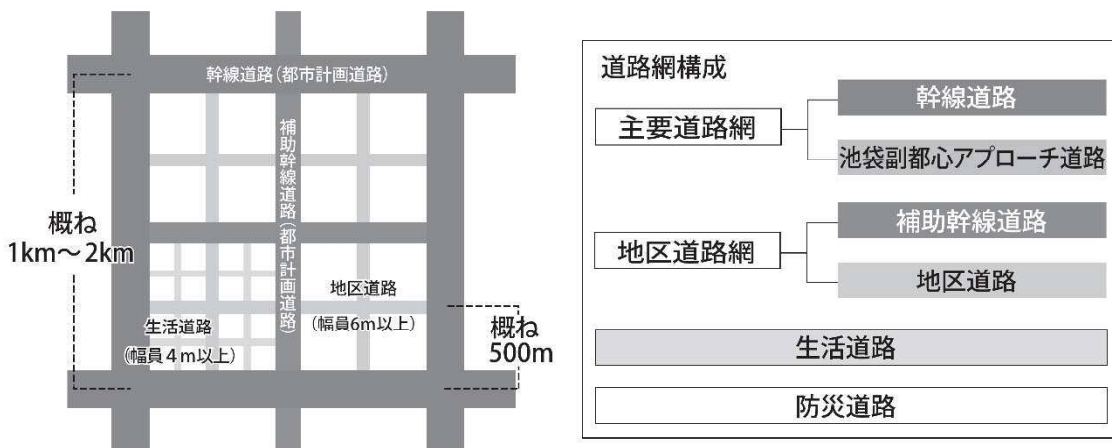
#### (3) 生活道路

区民の日常生活を支える4.0m以上の道路で、良好な住環境の確保と防災整備水準の向上を目指す。

#### (4) 防災道路の整備

密集市街地において、市街地内部から主要道路網または地区道路網への避難経路となる主要生活道路であり、防災上有効な6.0m以上の幅員を確保する。

図表 2-2-1 道路網の形成の体系



また、豊島区内の道路の割合は次表のとおりとなっております。

図表 2-2-2 豊島区の道路面積・延長・道路率

令和2年4月1日現在

| 区分     | 路線数   | 延長 (m)  | 面積 (㎡)    | 道路率 (%) |
|--------|-------|---------|-----------|---------|
| 国 道    | 3     | 4,697   | 162,807   | 1.3     |
| 都 道    | 8     | 15,187  | 431,887   | 3.3     |
| 区 道    | 1,487 | 282,963 | 1,664,102 | 12.8    |
| 小 計    | 1,498 | 302,847 | 2,258,796 | 17.4    |
| 自動車専用道 | 2     | 4,907   | 128,505   | 1.0     |
| 合 計    | 1,500 | 307,754 | 2,387,301 | 18.3    |

※国道、都道、自動車専用道については東京都道路現況調書令和2年度版(建設局道路管理部刊)による。